

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年1月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館において選書会議に提出する資料を作成する各主題選定委員のリスト」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ・ 図書資料分担表 ー平成23年度ー
- ・ 資料選定委員 [平成24年度]
- ・ 資料選定分担表ー職員別ー 平成24年度
- ・ 資料選定委員 [平成25年度]
- ・ 資料選定分担表ー職員別ー 平成25年度
- ・ 資料選定委員 [平成26年度]
- ・ 資料選定分担表ー職員別ー 平成26年度
- ・ 資料選定委員 [平成27年度]
- ・ 資料選定分担表ー職員別ー 平成27年度
- ・ 資料選定委員 [平成28年度]
- ・ 資料選定分担表ー職員別ー 平成28年度

（2）開示しない部分

資料選定委員 [平成28年度] 及び資料選定分担表ー職員別ー平成28年度 中、非常勤嘱託職員の姓

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年4月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、原本に忠実な開示をせよとの裁決及び非開示部分を開示せよとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

平成29年5月29日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 原本に忠実な開示をせよとの裁決を求める
- (2) 非開示部分を開示せよとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

- ア 原本に忠実な開示がされていないため
- イ 非開示部分は条例第7条第2号に該当しないため

(2) 意見書

行政文書は原本を開示するのが基本であるところ、実際は汚損等のおそれなどの理由により原本を複写したものを開示することとなる場合が多い。本件の開示も複写物である。資料選定委員〔H28年度〕の表下には「赤字：H28年度新規職員」との注意書きがあり、原本に赤字の記載があることが強く推認される。それゆえ2月12日の閲覧の際にこのことを指摘し改善を求めたが、担当者は反応しなかった。

この場合、カラーで複写したものを開示しないと、どれが赤字か判別できず、原本と異なる文書を開示したことになる。よってカラー複写により原本に忠実な開示をすべきと考える。

審査請求人はカラー印刷による写しの交付を求めている。原本が多色なら、原本かカラー複写の開示をすべきと主張したもので、写しの交付は請求人がカラーか白黒かを選択するものと解する。実施機関は開示と写しの交付を混同しているものと思われる。

図書情報館では常勤・非常勤、正規・非正規の区別なく職員全体が名札を着用し、氏名を積極的に公開しているのは周知のとおりである。

非常勤嘱託職員は、勤務時間が正規職員、常勤嘱託職員や日々雇用職員より若干短いだけであり、業務内容に大差はなく、レファレンス、図書展示や情報誌の執筆も正規職員と同様に担当する。

資料選定は、5500万円の購入資料を選定するという重要な業務で、非常勤嘱託職員もその一翼を担っている。これは各種新着情報等から購入資料をリスト・アップするもので、正規職員との業務差はない。

奈良県情報公開条例の解釈運用基準28頁(4)なお書以下では、「県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号〔第7条2号〕ただし書により、原則として開示する」となっている。

つまり、(1)県の職員である(2)職務遂行に係る、という二つの条件のみで公にすることが予定されている情報と解され原則開示となる。

これに本件を当てはめれば、非常勤嘱託職員は県の職員であり、資料選定は職務遂行に他ならないから、資料選定委員である非常勤嘱託職員の氏名は公にすることが予定されている情報に該当し、原則開示となる。姓を開示したからといって、当該職員の私生活に影響を及ぼす具体的なおそれはないことは言うまでもなく、県政に対する県民の理解を深め、県民に説明する責務が全うされることにつながる。

実際、非常勤嘱託職員の氏名は名札だけでなく、報道資料、情報誌や十周年記念誌等で広く公開しており、情報公開において不開示にすることはこれらと整合しない。

以上の理由により、不開示とした非常勤嘱託職員の氏名は開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、奈良県立図書情報館（以下「図書情報館」という）が収集及び除籍する資料を適正に選定するため、図書情報館内に奈良県立図書情報館資料選定委員会を設置し、「奈良県立図書情報館資料収集方針」及び「奈良県立図書情報館資料選定基準」に基づき、資料の選定、資料の選定に必要な情報等の収集、各年度の資料収集整備計画、資料の除籍、その他資料の収集に関わることについて、検討協議している。

本件では、その奈良県立図書情報館資料選定委員会の構成員を決めた年度別の「資料選定委員」の表と資料選定の担当図書主題や資料種別を記載した資料選定分担表一職員別一を開示請求の対象文書として特定した。

2 不開示部分について

本件開示文書では、非常勤の嘱託職員の姓を不開示としているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のAが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にさ

れることを前提に) 氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示される。

しかし、非常勤嘱託職員の姓については、当該職員録に掲載されておらず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員の姓は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 その他

審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に、「原本に忠実な開示を求める」と記載されている。

実施機関が審査請求人に対しその意図を確認したところ、本件決定に係る行政文書について、原本がカラー印刷であるにもかかわらず、交付を受けた行政文書の写しが白黒印刷であったため、カラー印刷による写しを交付すべきである旨を主張しているものと解された。

これを受けて、実施機関は、平成29年5月28日に審査請求人に対しカラー印刷による写しを提示したところである。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、図書館が収集及び除籍する資料を適正に選定するため、資料選定委員会を設置し、「奈良県立図書館資料収集方針」及び「奈良県立図書館資料選定基準」に基づき、資料の選定、資料の選定に必要な情報等の収集、各年度の資料収集整備計画、資料の除籍、その他資料の収集に関わることについて、検討及び協議を行っている。

本件行政文書は、平成23年度から平成28年度までの資料選定委員会の委員（以下「資料選定委員」という。）の分野別担当を定めた年度別の資料選定委員の一覧表並びに資料選定委員の担当図書主題及び資料種別を定めた職員別資料選定分担表（以下、単に「資料選定分担表」という。）であり、資料選定委員である実施機関の職員の姓とともに、それぞれが担当する図書の主題等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、「資料選定委員〔平成28年度〕」及び「資料選定分担表－職員別－平成28年度」に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の姓について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の姓は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員につ

いては、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及び情報誌等において、本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞について、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名が実施機関が発出したメールマガジン及び非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の姓を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の姓は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の姓は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の姓は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 29 年 5 月 29 日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成 29 年 6 月 12 日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2 年 1 月 31 日 (第 238 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 3 月 25 日 (第 240 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 5 月 29 日 (第 241 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 24 日 (第 242 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 2 年 7 月 21 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	